

令和 5 年度税制改正での資産課税においては資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築のため、相続時精算課税制度及び相続開始前に贈与があった場合の相続税の課税価格への加算期間等の見直しが行われましたので、その概要をご紹介します。

前田の《ちょっと経営を考えよう》第 383 回

令和 5 年も早くも 6 月となりました。今年の経済環境はなかなか厳しいように感じられます。特に原料代金や電気料金の値上がりなど経営にとっては非常に厳しい波が押し寄せているように思えます。皆様の会社の業績はいかがでしょう。今年の目標はしっかり達成されていますか。

また従業員は一致団結して仕事に取り組んでいますか。リーダーである皆様方は、従業員と十分なコミュニケーションを取り、従業員の仕事への意欲を出させているでしょうか。そして社内では情報共有がなされていますか。これは大変重要なことです。されていないと非効率となり、お客様にとっても同じ情報を同一会社の従業員に何度も提供しなければならぬという無駄が生じます。「お宅と付き合うのはイヤだ」という声が聞こえてくるでしょう。

さて、ここでリーダーたるあなたに是非やっていただきたいことを記します。

- ① あなたは部下の話を正面から聞けますか？背中で語るリーダーはもう通用しません。
- ② 成長する部下、しない部下を見極めることは出来ますか？
- ③ ほめ方の極意は？
 - ・ほめてほしい時にほめる
 - ・意外なときにほめる
 メンバー自身が手ごたえや達成感を感じていると思ったらリーダーは素直に言葉に出してほめましょう。
- ④ 叱り方の極意はわかっていますか？
 - ・リーダーがやってはいけない叱り方は感情的に怒ることです。
- ⑤ 突き放すことで自立をうながす。自ら動いていないと感じたら突き放すことも必要になります。 (参考図書 フォレスト出版 聞く力こそがリーダーの武器である 國武大起 著)

なんとかあなたの部下を、そしてあなたの会社を成長させましょう。

前田の《今人生を語る》第 288 回

めざめよ日本人 (210)

人生で起こってくるあらゆる出来事は、自らの心が引き寄せたものです。それらはまるで映写機がスクリーンに映像を映し出すように、心が描いたものを忠実に再現しています。

(参考図書 サンマーク出版 心。 稲盛和夫 著)

ーこれは引き寄せの法則ともいいます。できないと思ったらだめですねー

1. 相続時精算課税制度

- ① 令和 6 年 1 月 1 日以後に贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について、相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、現行の基礎控除とは別途、課税価格から基礎控除 110 万円を控除できることとするとともに、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算等をされる当該特定贈与者から贈与により取得した財産の価額は、上記の控除をした後の残額となります。

そのため、相続時精算課税の基礎控除 110 万円は、暦年課税の基礎控除と違い相続の開始前の贈与に係るものについても相続税の課税価格に加算されないこととなります。また、改正前の相続時精算課税制度を適用している場合についても、令和 6 年 1 月 1 日以後の贈与であれば、基礎控除が適用されることとなります。

- ② 令和 6 年 1 月 1 日以後に生ずる災害により被害を受ける場合には相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した一定の土地又は建物が当該贈与の日から当該特定贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までの間に災害によって一定の被害を受けた場合には、当該相続税の課税価格への加算等の基礎となる当該土地又は建物の価額は、当該贈与の時における価額から当該価額のうち当該災害によって被害を受けた部分に相当する額を控除した残額となります。

2. 相続開始前に贈与があった場合の相続税の課税価格への加算期間等

令和 6 年 1 月 1 日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について、相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該相続の開始前 7 年以内（現行：3 年以内）に当該相続に係る被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合には、当該贈与により取得した財産の価額（当該財産のうち当該相続の開始前 3 年以内に贈与により取得した財産以外の財産については、当該財産の価額の合計額から 100 万円を控除した残額）を相続税の課税価格に加算することとなります。